

コロナウイルス感染症による影響を記載していない会社は電気・ガス業や化学業が多かったが、インフラに関する業種は影響が重要でなかった会社が多いと考えられる。なお、主要な仮定について詳細に記載していない会社が13社あったが、いずれも事業計画に基づき見積られた将来の課税所得により、繰延税金資産の回収可能性を検討している旨の記載がされていた。

### ③ 子会社株式の評価

分析対象会社(203社)のうち、子会社株式の評価について重要な会計上の見積りに関する注記を行っている会社7社について、主要な仮定に記載した項目を調査した。調査結果は、図表8のとおりである。主要な仮定について、回復可能性の判定に使用する将来キャッ

(図表8) 子会社株式の評価に関する主要な仮定

	サービス業	その他金融業	化学	食料品	不動産業	合計
回復可能性		1			1	2
超過収益力			1			1
主要な仮定の記載なし	3			1		4
合計	3	1	1	1	1	7

シュ・フローに関する記載をしている会社が2社であり、将来キャッシュ・フローが過去実績に基づき今後も継続するものと仮定して算定している旨等の記載がされていた。

### (3) 翌年度の財務諸表に与える影響

会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資するその他の情報として、翌年度の財務諸表に与える影響を注記するとされている。

分析対象会社(203社)を対象に固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性および子会社株式の評価に

関して、翌年度の財務諸表に与える影響として、定量的な情報(いわゆる感応度分析等)を記載している会社を調査した。

その結果、繰延税金資産の回収可能性において感応度分析を記載している会社はなく、固定資産の減損において感応度分析を記載している会社は2社、子会社株式の評価において感応度分析を記載している会社は1社であった。

### (4) 個別財務諸表の注記における事例

連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における取扱いと

て、会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報では、連結財務諸表における記載を参照することができる(見積り開示会計基準9項、財規8の2の2③④)。

このため、分析対象会社(203社)を対象に個別財務諸表における記載方法を調査した。

固定資産の減損に関して、個別財務諸表の注記で連結財務諸表の注記を参照している会社は113社中86社であった。また、繰延税金資産の回収可能性については、個別財務諸表の注記で連結財務諸表の注記を参照している会社は60社中45社であった。

## 第3章

# 記載項目数に3倍以上の開き IFRS適用会社との比較分析

## 解説

指定国際会計基準の任意適用会社(以下、「IFRS適用会社」とい

う)の有報については、IASBが2003年に公表したIAS1号125項に基づき、見積りの不確実性の発生要因の開示が求められている。IAS1号125項によれば、翌事業年度

における資産や負債の帳簿価額に重要な修正をもたらす著しいリスクを伴う、報告期間の末日における将来に関する主要な仮定および主要な見積り上の不確実性のその他の要因を